



■申告受付日程表

- ◆**対象地区** 宮原地区・河原・法道寺・高野道
 ◆**申告会場** 氷川町公民館 1階 多目的ホール

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの人	2月16日(金)	9:00～11:30	梶・西上宮
		13:30～16:00	早尾・宮園
	2月19日(月)	9:00～11:30	今・立神・川上・有佐
		13:30～16:00	東上宮
	2月20日(火)	9:00～11:30	桜ヶ丘・下宮
		13:30～16:00	新村
	2月21日(水)	9:00～11:30	町・原田
		13:30～16:00	河原・法道寺・高野道
②農業・不動産・営業などの事業収入の人、①以外の収入がある人	2月22日(木)	9:00～11:30	梶・西上宮
		13:30～16:00	早尾・川上
	2月23日(金)	9:00～11:30	東上宮・宮園・有佐
		13:30～16:00	今・立神
	2月26日(月)	9:00～11:30	桜ヶ丘・下宮
		13:30～16:00	新村
	2月27日(火)	9:00～11:30	町・原田
		13:30～16:00	河原・法道寺・高野道

- ◆**対象地区** 竜北地区（河原・法道寺・高野道を除く）
 ◆**申告会場** 氷川町文化センター 1階 講堂

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの人	3月 5日(月)	9:00～11:30	吉本・高塚
		13:30～16:00	笹尾・迫・北野津・西野津
	3月 6日(火)	9:00～11:30	柳の江・南鹿野・北鹿野
		13:30～16:00	島地・東網道・中網道・西網道・沖塘・若洲
	3月 7日(水)	9:00～11:30	中大野・本山・北川・新田・反甫・立石
		13:30～16:00	上鹿島・下鹿島
②農業・不動産・営業などの事業収入の人、①以外の収入がある人	3月 8日(木)	9:00～11:30	中大野・迫
		13:30～16:00	島地・北川
	3月 9日(金)	9:00～11:30	上鹿島
		13:30～16:00	柳の江・下鹿島
	3月12日(月)	9:00～11:30	北鹿野・若洲
		13:30～16:00	南鹿野・立石
	3月13日(火)	9:00～11:30	北野津・本山
		13:30～16:00	高塚・笹尾
	3月14日(水)	9:00～11:30	吉本・新田
		13:30～16:00	西野津・反甫
	3月15日(木)	9:00～11:30	東網道・西網道
		13:30～16:00	中網道・沖塘

※日程と会場は、混雑防止のため地区で割振りを行っておりますので、できる限り指定日にお越しください。

※会場では受付順に申告相談を行います。書類不足や内容に不明な点などがあると時間がかかり、順番待ちの人にご迷惑をおかけすることになります。事前に必要書類などはご準備いただき、スムーズな申告相談の進行にご協力ください。

※**申告期間中は税務課窓口での申告受付は行っておりません。**ご了承ください。

準備はお済みですか

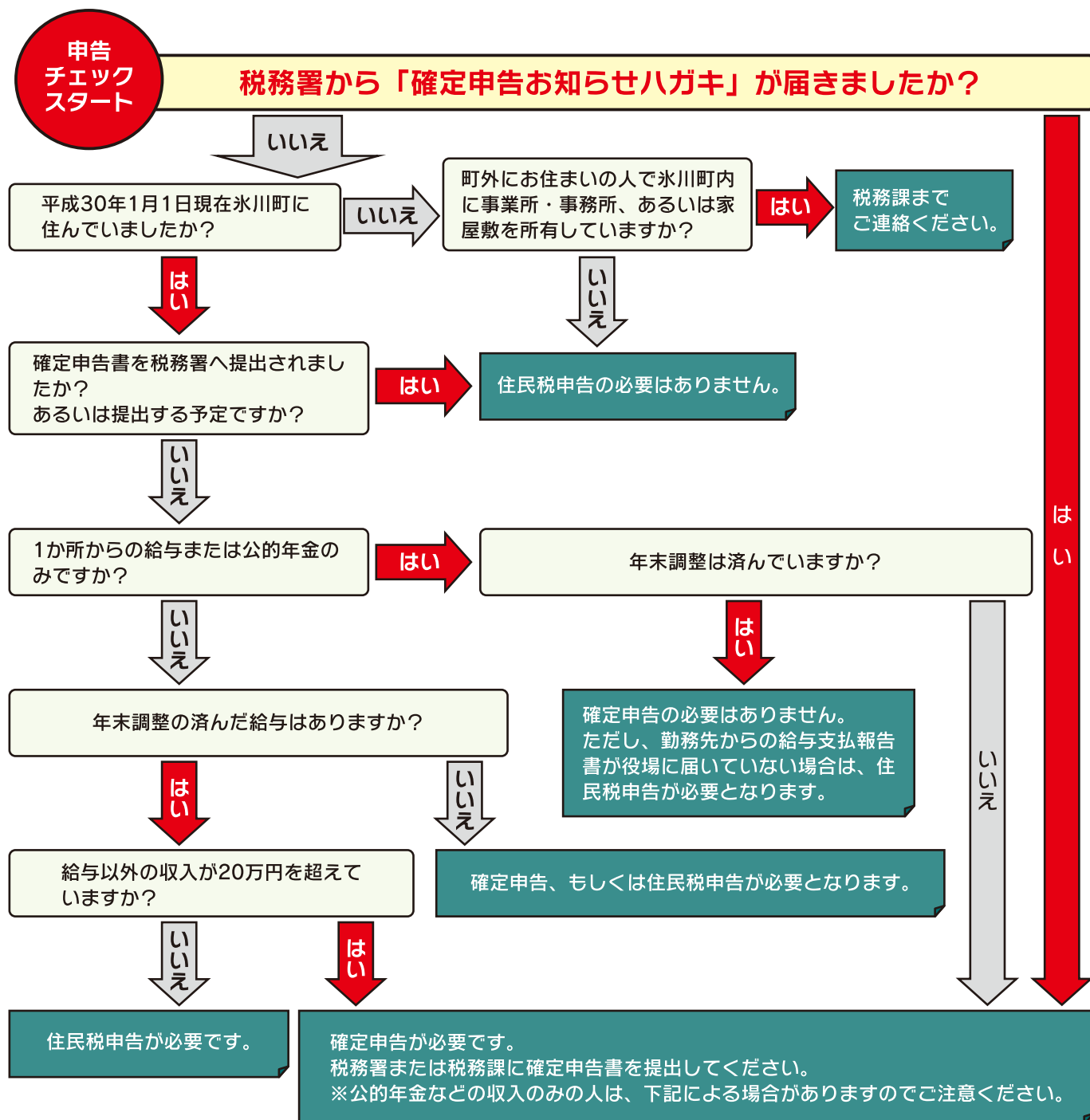
確定申告・住民税申告のお知らせ

平成29年分の所得税（復興特別所得税を含む）および平成30年度の個人住民税の申告時期になりました。この申告は、平成29年1月1日から12月31日までの収入について行うものです。

平成30年1月1日現在で氷川町内に住所のある人で、所得税の確定申告が済んでいない人、給与収入のみで年末調整をされていない人などは申告が必要となります。

申告に必要なもの

- ①確定申告お知らせハガキ、または住民税申告書、収支内訳書（事業収入のある人）
 - ②本人確認ができるもの（個人番号カード、通知カード＋運転免許証等の顔写真付き身分証明書など）
 - ③印鑑
 - ④源泉徴収票など、収入を証明できるもの（給与収入の人で源泉徴収していない事業所などに勤務されている場合は、雇用主から給与の支払証明書をもらってください）
 - ⑤生命保険料控除証明書、社会保険料控除証明書など支払額が分かる書類（平成29年中に支払ったもの）
 - ⑥医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書（平成29年中に支払った医療費を、個人ごと、病院・薬局ごとに記入ください。）
 - ⑦そのほか申告に必要な書類
- ※詳しくは、先月配付済の、住民税申告のお知らせチラシをご覧ください。



注) 公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合でも、医療費控除や生命保険料などの控除により所得税の還付申告をする人は、確定申告が必要になります。また、住民税にも影響がありますのでご注意ください。
※ご不明な場合は、税務課までお問い合わせください。

「株式譲渡所得」「消費税」申告該当の人は税務署へ

今回から、町での受付は行わず、税務署での申告をお願いすることになりました。

該当される方は、恐れ入りますが税務署またはe-Taxにて申告くださいますよう、何卒ご協力をお願いします。